

## 取りまとめを踏まえた業務制限の範囲の検討について

平成26年3月に公表した「政治資金適正化委員会における取組及び検討状況についての取りまとめ」(以下「取りまとめ」という。)において、登録政治資金監査人の業務制限の範囲について今後の方向性が示された。そのうち「制度的対応が必要」とされたものについて、取りまとめで示された方向性をもとに、委員会で具体的な業務制限の対象とすべき範囲を検討することとする。

### 1 業務制限に係る現行の規定

登録政治資金監査人の業務制限は、政治資金規正法(昭和二十三年法律第百九十四号)、政治資金規正法施行規則(昭和五十年自治省令第十七号)、政治資金監査マニュアルにおいて、それぞれ以下のように規定されている。

#### (1) 政治資金規正法

(登録政治資金監査人による政治資金監査)

第十九条の十三 1～4 (略)

- 5 国会議員関係政治団体の代表者、会計責任者、会計責任者に事故があり又は会計責任者が欠けた場合にその職務を行うべき者その他総務省令で定める者である登録政治資金監査人は、当該国会議員関係政治団体について、第一項の政治資金監査を行うことができない。

#### (2) 政治資金規正法施行規則

(法第十九条の十三第五項の総務省令で定める者)

第十四条の二の三 法第十九条の十三第五項に規定する総務省令で定める者は、次の各号に掲げる者とする。

- 一 代表者、会計責任者又は会計責任者に事故があり若しくは会計責任者が欠けた場合にその職務を行うべき者の配偶者
- 二 役職員又はその配偶者
- 三 法第十九条の七第一項第二号に係る国会議員関係政治団体にあつては、同号の公職の候補者又はその配偶者

また、制度の趣旨を踏まえ、法令で定める業務制限に該当してはならない期間について、政治資金監査マニュアルで以下のとおり規定している。

業務制限が設けられた趣旨は、政治資金監査の外部性の確保であることから、政治資金監査を行う時期だけではなく、政治資金監査契約を締結した日から政治資金監査報告書の日付までの期間は、上記業務制限に該当してはならない。(政治資金監査マニュアルⅡ. 1. (2) 7より)

### (3) 政治資金監査マニュアル

法令上の業務制限には該当しないが、制度の趣旨を踏まえれば政治資金監査を行うことは適当ではない場合については、政治資金監査マニュアルで以下のとおり規定している。

また、自ら作成・徴取した収支報告書及び会計帳簿等の関係書類（当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書等及び振込明細書をいう。以下同じ。）について自ら政治資金監査を行うことになる場合も、政治資金監査制度の趣旨を踏まえれば、適当ではない。(政治資金監査マニュアルⅡ. 1. (2) 7より)

## 2 取りまとめ

取りまとめでは、政治資金規正法に基づく業務制限の範囲について、政治資金監査制度の趣旨を踏まえ、登録政治資金監査人と政治団体の関係で指摘を受けた事例の状況も見極めながら、政党助成法（平成六年法律第五号）の規定も参考に検討を行ったところであるが、検討に先立ち、以下のような考え方を示している。

政治資金監査制度の基本的性格として、政治資金監査は、高い能力と識見を有する職業的専門家である登録政治資金監査人が公正かつ誠実に行うものであり、また、その業務は国会議員関係政治団体の会計事務に対する外形的・定型的な確認である（監査証明業務である政党助成法の監査とは異なる）。

このような基本的性格を踏まえると、政治資金監査の業務内容はいずれの登録政治資金監査人が行うかによって左右されるべきものではないので、現在の業務制限の強化の必要性はないという考え方が示された。

その一方で、政治資金監査は、事務所費や光熱水費等の政治資金の用途に関する一連の問題を受けて、これら政治資金の用途に対する国民の政治不信を払拭することを目指して導入されたものであることから、政治資金監査に対する国民の高い信頼を保つための配慮も必要ではないかという考え方も示された。

(取りまとめ 4 (7) より)

委員会で検討した事例のうち、政治資金監査マニュアルで「**適当ではない**」旨規定している場合の例である、「登録政治資金監査人が、過去1年以内に国会議員関係政治団体の代表者、会計責任者、又は会計責任者に事故があり若しくは会計責任者が欠けた場合にその職務を行うべき者であった者である場合」については、以下のように「**制度的対応が必要である**」との方向性が示されている。

業務制限が設けられた趣旨は、政治資金監査の外部性の確保であるが、自ら作成・徴取した収支報告書や会計帳簿等の関係書類について政治資金監査を行うことになる場合は、そもそも外部性が確保されているとは言い難い。このような観点から、既に政治資金監査マニュアルにおいて「**適当ではない**」旨規定しており、実務上も定着している。今後、制度的な対応が必要と考えられる。

(取りまとめ 4 (7) より)

### 3 取りまとめを踏まえて制度化すべき業務制限の範囲

取りまとめで検討した結果を踏まえ、政治資金監査マニュアルで「**適当ではない**」旨規定している「**自らが作成・徴取した会計帳簿等の関係書類について自ら政治資金監査を行う場合**」を制度化するに当たり、具体的に業務制限の対象とすべき範囲を検討した結果、以下の対応案によるべきであると考ええる。

#### 対応案

N年分の収支報告書が対象とする期間の開始の日からN年分の収支報告書の提出期限までの範囲で業務制限を課す。

## 【理由】

取りまとめで示された「過去1年以内」の範囲だけでは、例えば平成N年1月1日から平成N年3月9日までの間に国会議員関係政治団体の代表者、会計責任者等を辞した者は、平成N+1年3月9日以降ならば政治資金監査を行うことができることとなってしまう。

このような場合は、自ら作成・徴取した収支報告書及び会計帳簿等の関係書類について自ら政治資金監査を行うこととなり、政治資金監査制度の趣旨から適当ではないと考えられる。

なお、取りまとめの議論では政党助成法を参考にしているが、政党助成法施行規則（平成六年自治省令第四十五号）が引用している公認会計士法施行令（昭和二十七年政令第三百四十三号）第七条第一項第一号においても、監査関係期間（監査又は証明をしようとする財務書類に係る会計期間の開始の日からその終了後三月を経過する日までの期間）に本人・配偶者が政党の役員等であった場合を、業務制限の対象としている。